

議案第 49 号

橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について

橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 23 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市介護保険条例の一部を改正する条例

橋本市介護保険条例(平成 18 年橋本市条例第 151 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前																				
(保険料率) 第 3 条 平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 <table border="1"> <tr> <td>(1) 施行令第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者</td><td>38,200 円</td></tr> <tr> <td>(2) 施行令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げる者</td><td>53,400 円</td></tr> <tr> <td>(3) 施行令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者</td><td>57,300 円</td></tr> <tr> <td>(4) 施行令第 39 条第 1 項第 4 号に掲げる者</td><td>68,700 円</td></tr> <tr> <td>(5) 施行令第 39 条第 1 項第 5 号に掲げる者</td><td>76,400 円</td></tr> </table> (6) 次のいずれかに該当する者 91,600 円 ア 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が 120 万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの。 イ 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 2 号に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されなければ保護を必要としない状態となるもの(施行令第 39 条第 1 号イ(同号イ	(1) 施行令第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者	38,200 円	(2) 施行令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げる者	53,400 円	(3) 施行令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者	57,300 円	(4) 施行令第 39 条第 1 項第 4 号に掲げる者	68,700 円	(5) 施行令第 39 条第 1 項第 5 号に掲げる者	76,400 円	(保険料率) 第 3 条 平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 <table border="1"> <tr> <td>(1) 施行令第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者</td><td>34,500 円</td></tr> <tr> <td>(2) 施行令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げる者</td><td>34,500 円</td></tr> <tr> <td>(3) 施行令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者</td><td>51,800 円</td></tr> <tr> <td>(4) 施行令第 39 条第 1 項第 4 号に掲げる者</td><td>69,000 円</td></tr> <tr> <td>(5) 次のいずれかに該当する者 86,300 円</td><td></td></tr> </table> ア 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が 190 万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの。 イ 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 2 号に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されなければ保護を必要としない状態となるもの(施行令第 39 条第 1 号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。))又は次号イ、第 7 号イ若しくは第 8 号イに該当する者を除く。) (6) 次のいずれかに該当する者 89,700 円 ア 合計所得金額が 190 万円以上 200 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されなければ保護を必要としない状態となるもの(施行令第 39 条第 1 項第 1 号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。))又は次号イ若しくは第 8 号イに該当する者を除く。)	(1) 施行令第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者	34,500 円	(2) 施行令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げる者	34,500 円	(3) 施行令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者	51,800 円	(4) 施行令第 39 条第 1 項第 4 号に掲げる者	69,000 円	(5) 次のいずれかに該当する者 86,300 円	
(1) 施行令第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者	38,200 円																				
(2) 施行令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げる者	53,400 円																				
(3) 施行令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者	57,300 円																				
(4) 施行令第 39 条第 1 項第 4 号に掲げる者	68,700 円																				
(5) 施行令第 39 条第 1 項第 5 号に掲げる者	76,400 円																				
(1) 施行令第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者	34,500 円																				
(2) 施行令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げる者	34,500 円																				
(3) 施行令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者	51,800 円																				
(4) 施行令第 39 条第 1 項第 4 号に掲げる者	69,000 円																				
(5) 次のいずれかに該当する者 86,300 円																					

(1)に係る部分を除く。) 次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 99,300 円

合計所得金額が 120 万円以上 190 万円未満 であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの。

のいずれにも該当しないもの。

(8) 次のいづれかに該当する者 114,600 円

ア 合計所得金額が190万円以上290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの。

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(施行令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 129,900 円

ア 合計所得金額が290万円以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの。

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたらならない状態となるもの(施行令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 141,300 円

ア 合計所得金額が400万円以上600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの。

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたらなければ保護を必要としない状態となるもの（施行令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(11) 前各号のいずれにも該当しない者	152,800 円
----------------------	-----------

(試験期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第5条 略

2

(7) 次のいずれかに該当する者 103,500 円
 ア 合計所得金額が 200 万円以上 400 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

のいづれにも該当しないもの
イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されなければ保護を必要としない状態となるもの(施行令第39条第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。))
又は次号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 113,900 円

ア 合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満 であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたらば保護を必要としない状態となるもの(施行令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(9) 前各号のいずれにも該当しない者 124,200 円

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第5条 略

略

2

3	保険料の賦課期日後に施行令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ若しくは二、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者(第1項に規定する者を除く。))に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割額に当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該施行令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割額により算定した保険料の額の合算額とする。	4	略
	(保険料の督促手数料)		
第7条	保険料の督促手数料は、橋本市条例(平成18年橋本市条例第70号)第21条第2項の規定を準用する。		
	(延滞金)		
第8条	法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「納付義務者」という。))は、納期限後にその保険料を納付する場においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合をもつて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならぬ。	2	略
3	第1項の延滞金に100円未満の端数があるとき又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。		
	附 則		
第1条～第6条	略		
	(介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)		
第7条	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法第83号)による改正後の法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成28年9月30日までの間は		

行わず、平成 28 年 10 月 1 日から行うものとする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例には、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の橋本市介護保険条例第 3 条の規定は、平成 27 年度分の保険料から適用し、平成 26 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。